

保護者各位

聖ウルスラ学院英智小・中学校
校長 伊藤 宣子

令和6年度 震災被災小中学生対象 就学援助制度について

〔令和6年度 第1期＜4～7月＞分〕

日頃より本校の教育実践にご理解ご支援賜り、誠にありがとうございます。

東日本大震災発生から13年が経ちました。心の痛みや社会生活上の様々な試練を克服しつつ、復興に向け取り組まれていることと拝察いたしております。

さて、令和6年度の掲記制度をご案内いたします。

次頁【2】の申請条件をご確認のうえ、**該当するご家庭におかれましては、「申請書受取希望票」を7月9日(火)までに事務室へご提出ください。**追って必要書類をお渡しさせていただきますので、【3】に記載の**必要書類類及び領収書をご準備**のうえ、申請書・申告書を添えて7月31日(水)までにご提出いただきたくお願い申し上げます。

なお、1期当りの申請は4ヶ月毎になっております。領収書の紛失にはお気をつけ頂き、申請期日までお手元に保管いただきますようお願い致します。

〔県当局の指導に基づき、申請年度の課税証明書等により単年度毎に認定を行う制度のため、昨年度認定されたご家庭におかれましても、改めて申請をお願いいたします。ご理解ご確認賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。〕

記

【1】 支援対象経費（交付のため、返還の必要はありません。）

対象学種	対象経費		学年	交付金額
小学校	修学旅行費		第6学年	(実費)限度額 22,690 円
	校外活動費	宿泊を伴わないもの	第1-5学年	(実費)限度額 1,600 円
		宿泊を伴うもの	第1-5学年	(実費)限度額 3,690 円
	教科書・教科書以外の図書費，学用品・実験実習材料費，その他の学校教育費		全学年	年額 11,630 円
	通学費		全学年	(実費)限度額 40,020 円
	通学用品費		全学年	年額 2,270 円
	新入学児童学用品費		第1学年	(実費)限度額 57,060 円
	学校給食費		全学年	(実費)限度額 56,000 円
中学校	オンライン学習通信費		全学年	(実費)限度額 14,000 円
	修学旅行費		第3学年	(実費)限度額 60,910 円
	校外活動費	宿泊を伴わないもの	第1-2学年	(実費)限度額 2,310 円
		宿泊を伴うもの	第1-2学年	(実費)限度額 6,210 円
	体育実技用具費		全学年	(実費)限度額 7,650 円
	教科書・教科書以外の図書費，学用品・実験実習材料費，その他の学校教育費		全学年	年額 22,730 円
	通学費		全学年	(実費)限度額 80,880 円
	通学用品費		全学年	年額 2,270 円
	新入学生徒学用品費		第1学年	(実費)限度額 63,000 円
	学校給食費		全学年	(実費)限度額 64,000 円
	オンライン学習通信費		全学年	(実費)限度額 14,000 円

※「教科書・教科書以外の図書費，学用品・実験実習材料費，その他の学校教育費」と「通学用品費」は、認定者に上記表中の年額が期割で定額交付されます。

【2】 軽減対象者（申請条件）次の各号のいずれかに該当し、保護者全員の令和6年度分都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が128,300円以下または非課税である場合に限ります

(1)保護者が居住する（していた）家屋（借家を除く）に東日本大震災による被害が生じ、市町村が発行する災害証明書の判定が「全壊」、「大規模半壊」「半壊」となった場合（ただし、「半壊」の場合のみ、保護者（全員）の令和6年度分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である場合に限る）。

※当該家屋の所有者は、児童生徒の保護者に限る。

(2)生計維持者である保護者が、東日本大震災の影響により死亡した場合。

(3)生計維持者である保護者が、東日本大震災の影響により収入が著しく減少した場合。

(4)生徒等の保護者が、福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域又は計画的避難区域に居住していた方又は緊急時避難準備区域、屋内避難指示が出ていた区域、特定避難勧奨地点に居住していた方のうち市町村の判断により避難した方である場合（下記対象地域に居住していた方）。

全域が対象：富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、広野町、楢葉町、葛尾村、飯館村

一部地域が対象：田村市、南相馬市、川俣町、伊達市（一部地域対象の方はご連絡ください）

〔注〕 1 この援助金の支給対象者は、他から同種〔同じ費目に対する給付型援助〕の就学援助を受けることはできない。〔※他から受けることができない同種の就学援助とは、保護者又は生徒等を対象として他の自治体を実施する学用品等の給付型（現物給付を含む。）の制度を指し、貸与型の奨学金は制限の対象外とする。〕

2 保護者が、生活保護法に基づく教育扶助及び生活扶助を受けている経費については、この援助金を受けることはできない。

【3】申請手続き

〔A〕必要書類《第1期（4～7月分）をご準備下さい。》

①就学援助金交付申請書（様式第1号）捺印をお願いします。

1家庭に2名以上の児童生徒がいる場合、実費額申告書はそれぞれ（人数分）、証明書等は1部ご提出下さい。

②①所定の証明書類の写し〔申請条件（1）り災害証明書の他に令和6年度所得割確認のため、全壊・大規模半壊の場合は「課税証明書」、「非課税証明書」、勤務先から配布されている「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）」の3つのうちのいずれか1つ、半壊の場合は「非課税証明書」が必要になります〕

③当該家屋が記載されている「固定資産課税台帳登録事項証明書〔平成23年度のものの、家屋のみ、公課証明〕」（所有者が確認されます）本年度取り寄せのものを提出ください。

④児童・生徒本人及び家屋所有者の住民票〔平成23年3月11日時点の住所も記載されているもの〕（※震災当時、お子様が出生されていなくても、上記【2】の条件を満たせば申請が可能です。）

⑤就学援助金実費額実績申告書（小学生：様式2-1号、中学生：様式2-2号）

⑥【令和6年4月～令和6年7月】の通学に要した公共交通機関（列車・バス等）の定期券（含：フリーパス）の金額がわかる資料の写し＜該当者のみ＞／スクールバス利用者はその旨ご記載ください。

⑦入学に際し購入した用品〔制服やかばん、ランドセル等〕の領収書等の写し＜該当者のみ、令和6年度に本校に転入した場合は、学年にかかわらず申請できます。＞

⑧体育実技用具〔体操服など〕の領収書等の写し＜中学校課程の該当者のみ＞

⑨オンライン授業に要した通信費の領収書等の写し

※⑥⑦⑧⑨につきまして、証明書類の提出が無いものについては支給対象外となります。〔県通知〕

〔B〕申込方法

上記条件に該当する方は7月9日（火）までに下記の申込書を印刷しご記入の上、事務室（各担任への提出も可）へご提出下さい。印刷が難しい場合は、下記担当のメールアドレスに必要事項（申請書受取希望であること、お子さまのクラス・お名前、保護者の方のお名前）を送信してお知らせください。追って、申請手続きに係る書類をお渡しさせていただきます。

担当：事務室 加藤佑希子（E-mail：y-kato@st-ursula.ac.jp TEL：022-286-5935）

震災被災小中学生対象就学援助金 申請書受取希望票

年 組 児童・生徒名

申込日：令和6年7月 日

保護者名

担任 → 事務室 加藤佑希子